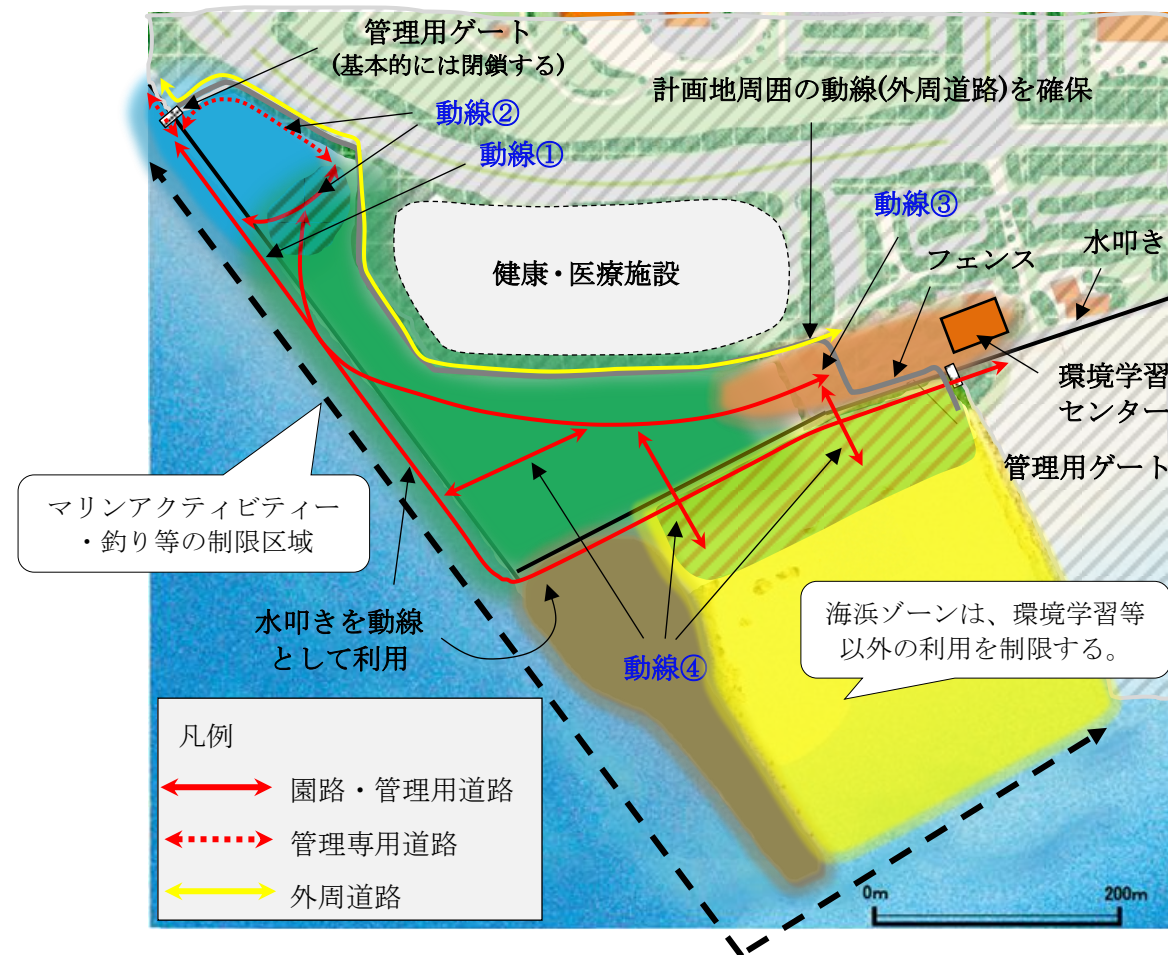


基本計画の策定（動線計画）

動線計画については、以下の項目を考慮し検討した。動線計画に関する平面図（案）について図 4.1 に、検討にあたっての留意点等について表 4.1 に示す。

- ・計画地内へは、環境学習センター側の管理用ゲートからの出入りを基本とする。
- ・園路は、利用者の動きをコントロールしやすいように配慮する。
- ・園路は、各ゾーンの移動がスムーズになるように配慮する。
- ・園路は、管理用道路を兼ねることから、計画地内の維持管理がしやすいように配慮する。
- ・水叩きは、園路として活用する。
- ・人工島の水叩き部を散策する人が利用できるように、計画地周辺の動線（外周道路）を整備する。
- ・規制について、生物の生息に配慮し、立入り制限区域を検討する。



注：護岸の水叩きを園路・管理用道路として利用する。

図 4.1 動線計画に関する平面図（案）

表 4.1 検討項目（動線計画）

項目	動線計画（留意点）
園路・管理用道路	動線① 水叩き部の動線 ・水叩き部を園路・管理用道路として活用する。
	動線② 淡水池周辺の動線 ・利用者が池全体を観察できるように、園路・管理用道路を配置する。 ・管理者が維持管理しやすいように、管理専用道路を配置する。
	動線③ 拠点施設と淡水池ゾーンを結ぶ動線 ・拠点施設から淡水池ゾーンへアクセスする園路・管理用道路を配置する。 なお、森林ゾーンの狭小部は直接通るのではなく、水叩き部を経由する。
	動線④ 森林内の動線 ・各ゾーンの連絡機能を備えた園路・管理用道路を配置する。 ・利用者が散策できる（植生断面を観察できる）ような園路・管理用道路を配置する。 なお、園路・管理用道路の本数及び構造については、設計段階で検討する。
外周道路	・管理用ゲートは利用を制限するため、計画地周囲の水叩きの利用者が散策できるように、隣接する健康・医療施設との間の動線を配置する。 なお、計画地を囲むフェンスの維持管理用としても活用できるように配慮する。

4.1.1 立入り制限等について

- ・野鳥に配慮するため、環境学習センター側の管理用ゲートから計画地への出入りを基本とする。
 なお、管理用ゲートについては、時間制限を設けることを想定する。
- ・計画地及びその周辺では、マリナクティビティーや釣り等のレジャー目的による利用を制限する。
- ・海浜ゾーンは、環境学習等以外の利用を制限する。